

# 島根県立大学・島根県立大学短期大学部魅力化推進本部運営規程

令和3年3月24日  
島根県立大学規程第193号  
島根県立大学短期大学部規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第28条第6項に基づき魅力化推進本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置目的)

第2条 本部は、学長の指揮の下、県立大学及び短期大学部（以下「本学」という。）の魅力化を図るための制度の構築・改善や事業の実施等を通じて、地域貢献に資する施策を全学的に推進することを目的とする。

(組織及び所掌事務)

第3条 本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

- 2 本部に、推進室を置く。
- 3 推進室の名称、推進室長、推進室員及び所掌事務は、別表のとおりとする。
- 4 推進室長は、推進室の業務を総括する。
- 5 推進室にオブザーバーを置くことができる。

(本部への協力)

第4条 部局等の長は、推進室長の求めに応じて情報の提供及びその有効活用に関し、必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の「部局等の長」とは、公立大学法人島根県立大学役職者選考規程（平成19年規程第13号）第1条に定める役職者及び事務局各課室係長をいう。

(情報の取扱い)

第5条 本部において情報を取り扱うにあたっては、公立大学法人島根県立大学個人情報取扱規程（平成19年規程第43号）を遵守し、利用目的や情報の管理に留意し、個人情報の適正な保護に努めなければならない。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	推進室長	推進室員	所掌事務
入試改革・ 高大連携推 進室	本学教職員の うちから学長 が指名する者	(1)各キャンパスアド ミッション委員長 (2)基礎教養部長 (3)各キャンパス入試 担当職員 (4)各キャンパス高大 連携事業担当職員 (5)上記の他、本学教 職員のうちから学 長が指名する者	(1)入試制度改革の推進に関する事 こと (2)入学者選抜方法等に係る検証に関す ること (3)入試に関する調査研究に関する事 こと (4)高大連携事業の推進に関する事 こと (5)県内高校との情報交換に関する事 こと (6)入試業務に関するキャンパス間調整 に関する事 こと
キャリア戦 略推進室	本学教職員の うちから学長 が指名する者	(1)各キャンパスキャ リア委員長 (2)各キャンパス就職 支援担当職員 (3)上記の他、本学教 職員のうちから学 長が指名する者	(1)全学的なキャリア支援施策に関する 事 こと (2)県内の企業、商工団体、自治体等と の連携・情報交換に関する事 こと (3)就職支援業務に関するキャンパス間 調整に関する事 こと
IR 推進室	本学教職員の うちから学長 が指名する者	(1)本学教職員のうち から学長が指名す る者	(1)学内外の教育研究及び業務運営等に 係る情報の収集に関する事 こと (2)収集した情報の分析・評価に関する 事 こと (3)分析・評価を行った結果の学内利用 に関する事 こと (4)情報の収集等に係るシステムの整備 に関する事 こと
広報推進室	本学教職員の うちから学長 が指名する者	(1)各キャンパス広報 委員長 (2)各キャンパス広報 担当職員 (3)上記の他、本学教 職員のうちから学 長が指名する者	(1)全学の広報活動の魅力化推進に関す ること (2)「公立大学法人島根県立大学におけ る広報活動の基本方針」に基づく重 点広報方針及び広報計画の策定に関 すること (3)全学の戦略的広報活動の推進に関す ること (4)広報活動の効果の検証に関する事 こと

名称	推進室長	推進室員	所掌事務
情報基盤推進室	本学教職員のうちから学長が指名する者	(1) 図書情報課長、 管理課長 (2) 各キャンパス情報担当職員 (3) 上記の他、本学教職員のうちから学長が指名する者	(1) 全学の情報システムのインフラの整備及び運用に関すること (2) 全学情報セキュリティ対策に関すること
石見地域文化国際ラボ推進室	本学教職員のうちから学長が指名する者	(1) 本学教職員のうちから学長が指名する者	(1) ラボ構想の制度設計に関する企画及び調整に関すること (2) 石見地域の文化に関する学際的研究・教育の企画及び試行に関すること (3) 文化資源のデジタルアーカイブ化に向けた準備及び基盤整備に関すること (4) 国内外への情報発信及び国際学術交流に向けた準備並びにネットワーク形成に関すること (5) 地域関係者との連携並びに外部資金獲得に向けた準備に関すること
研究・イノベーション推進室	本学教職員のうちから学長が指名する者	(1) 本学教職員のうちから学長が指名する者	(1) 科研費等の外部資金獲得に向けた支援の企画立案及び実施に関すること (2) 産学官連携、知的財産の管理及び契約支援等のオープンイノベーションに関すること (3) 研究支援人材の育成に関すること